

税務相談室

医療費控除

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 患者さんが「所得税の医療費控除を受けるため必要だから」と言って、領収証や証明書を要求しますが、医療費控除とはどんな制度ですか。
2. 私の病院には、寝たきりの老人もいますが、患者の家族から「おむつ使用証明書」を請求されることがあります。聞くとところによれば、医療費控除の申告に使うとのことですが、成人用おむつ代も医療費控除の対象になるのでしょうか。

回答

1. 所得控除の一種で、医療費の支出があったとき、所得から控除できる。

医療費控除というのは、居住者である納税者が、自分や自分と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合、次の算式で計算される額を、所得金額から控除するものです。

〔算式〕

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{支払った} \\ \text{医療費の} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{保険金、} \\ \text{損害賠償} \\ \text{金などで} \\ \text{補填され} \\ \text{る金額} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \times 5\% \\ \text{(この金額が10万円を超える時は10万円)} \\ \hline \end{array} \right)$$

=医療費控除額（最高200万円）

そして、この控除を受ける場合には、確定申告書に、支払った医療費の額を証明する領収証等を添付するか、申告の際提示することになっていますので、患者さんが領収証の交付を求めるものと思われます。

また、医療費の範囲は、次に掲げるもののうち、その病状その他財務省令で定める状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です。

- (1) 医師または歯科医師による診察または治療費
- (2) 治療または療養に必要な医薬品の購入費
- (3) 病院、診療所または助産所へ収容されるための費用
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に支払った施術費

- (5) 保健師、看護師または准看護師等による療養上の世話に係る費用
 - (6) 助産師による分娩の介助費
 - (7) 介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額
 - (8) 医師等による診療等を受けるため直接必要な費用、例えば通院費や部屋代など
- なお、上記医療費には、いわゆる美容整形のための費用、健康増進のために供されるものの購入費用等は含まれません。

次に、支払った医療費から控除する保険金などの範囲ですが、これには、①健康保険組合や共済組合等から医療費の支出を給付原因として支給される給付金、②損害保険契約または生命保険契約に基づいて支払いを受ける傷害費用保険金や医療保険金または入院費給付金等、③医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金、④その他任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払いを受ける給付金などが該当します。

また、これらの給付金に似ていますが、医療費を補填する保険金等に当たらないものには、①死亡したこと、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払いを受ける保険金、損害賠償金等、②社会保険または共済に関する法律の規定により支給を受ける給付金のうち、傷病手当金、出産手当金のよう、傷病、出産のため勤務ができず、給与の全部または一部が支給されないときに給付を受けるもの、③使用者その他の者から支払いを受ける見舞金等があります。

2. 医師による「おむつ使用証明書」がある場合に限り、医療費控除の対象となる。

医療費控除の対象となる医療費は、医師等による診療、治療等を受けるために直接必要な費用に限られています。

いわゆる寝たきり老人や傷病により寝たきりとなった人については、疾病の治療を行う上において、おむつの使用が欠かせない現状にあることから、これらの人の治療を継続的に行っている医師が、その治療上おむつを使用することが必要であると認めた場合には、医師の治療を受けるために直接必要な費用と認められます。

そこで、次の条件のいずれも満たす人に対して、治療を行っている医師が記載した「おむつ使用証明書」を発行した場合には、おむつ購入費用（または賃借料）は、医療費控除の対象として取り扱っています。

- ① 傷病によりおおむね6ヵ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる者
- ② 当該傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる者

なお、医療費控除を受けるためには、この証明書とおむつ代の領収証を確定申告書に添付するか提示することが必要です。